

議 事 内 容

事 務 局 長	<p>ご案内しておりました時間となりましたので、第49回常設審議委員会を始めさせていただきます。</p> <p>私は、古賀前専務理事に代わりまして、農業会議の事務局長を拝命いたしました溝口でございます。併せて、常設審議委員にも選出をいただいております。農業委員会の役割が果たせますよう、皆さま方と連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>他にも、農業会議に新任の職員が参っておりますのでご紹介させていただきます。農業経営相談所のアドバイザーということで就任した横尾コーディネーターです。</p>
横尾コーディネーター	<p>よろしく願いいたします。</p>
事 務 局 長	<p>さて、本日は、審議委員の総数19名に対し15名の出席をいただいております。常設審議委員会運営規程第11条で、「委員総数の過半数の出席で成立」と規定されており、本委員会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは、開会に当たりまして、会長にご挨拶をお願いします。</p>
会 長	<p>こんにちは。どこでもコロナコロナで大変な時期に、本日の常設審議委員会にご出席いただきましてありがとうございます。昨年の今頃は、ご承知のとおり平成が終わり新しい令和という世が来るということで、希望に満ちた明るい頃でありました。ところが1年経った今は非常に厳しい状況に変わっております。その中でも昨日、令和天皇は田植え期前の種まきをされたとのことで、私としては明るいニュースで、秋の豊作を願っておられるのだと思っております。</p> <p>ところで、本日の常設審議委員会では、農業委員会からの意見聴取が農地法第5条・3件のほか、「人・農地プランの実質化」を議題としています。</p> <p>どうか慎重にご審議いただきますようお願いいたします。</p>
事 務 局 長	<p>ありがとうございました。</p>

ここで、常設審議委員の交代がありましたので、ご紹介をさせていただきます。

鳥栖市農業委員会の堤前委員の後任として、佐藤委員が就任されております。佐藤委員、一言ご挨拶をお願いします。

委員長 前任者の堤会長に代わりまして、3月19日から鳥栖市農業委員会の会長となりました佐藤です。どうぞよろしくをお願いします。

事務局長 ありがとうございます。また、唐津市農業委員会では今月13日から新しい体制となりまして、宮崎委員の後任として山崎委員が就任をされております。ご挨拶をお願いします。

委員 宮崎会長の後を受けまして、4月からお世話になります山崎と申します。よろしくご指導いただきますようお願いします。

事務局長 ありがとうございます。

なお、委員名簿をお手元にお配りしておりますので、常設審議委員会必携に綴じていただきますようお願いします。

審議に入ります前に、前回の審議案件の結果について、農業会議事務局から報告いたします。

農業会議事務局 (前回の審議案件について、資料1により報告。)

事務局長 それでは、審議に入りたいと思いますが、議長を会長にお願いします。

議長 それでは、ただ今から議事に入ります。

議事録署名者として、〇〇委員と〇〇委員にお願いし、書記は農業会議事務局といたします。

議長 それでは、農地法第5条の規定による意見聴取に入ります。

一括上程しますので、内容について、各市町農業委員会事務局から、説明をお願いします。

議長 まず、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会

〇〇農業委員会です。

整理番号5-1、〇〇〇〇申請の物流施設用地への転用において、申請地は第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満である農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

この案件は事業承継案件となりますが、昨年4月19日にゴルフ練習場及び芝の育成場として転用許可された案件でありまして、資材の高騰と資金繰りの悪化により事業継続が困難になったとのことで今回の申請に至っております。

議 長

次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会

〇〇農業委員会です。

整理番号5-2、〇〇〇〇申請の残土処分場用地への一時転用において、申請地は市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域内にある農地ですが、仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うものであることから、許可相当と判断しております。

議 長

次に、〇〇農業委員会分を農業会議からお願いします。

農業会議事務局

〇〇農業委員会より要請がありましたので、農業会議事務局から説明いたします。

整理番号5-3、〇〇〇〇申請の工事用道路、施行ヤード用地への一時転用において、申請地は高速道路のインターチェンジから概ね300m以内にあることから第3種農地、及び中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、第3種農地は許可し得る、第2種農地は周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断されております。

議	長	第5条関係3件について説明がありました。 ここで、案件ごとに審議を行いたいと思います。
議	長	はじめに、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の物流施設用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員		譲渡人は不動産と記載がありますが、既に農地の所有権は不動産の方に移転しているという判断でよろしいでしょうか。
〇〇農業委員会		昨年4月19日に〇〇〇〇がゴルフ練習場及び芝の育成場の転用許可を受けておりまして、それに伴い所有権移転がなされております。
〇〇委員		分かりました。
議	長	他に質問ございませんか。
議	長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同		(全員挙手)
議	長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議	長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の残土処分場用地への一時転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員		平成29年5月に一時転用許可を受けて、ここがもう満杯になったということで次の申請を上げているわけですか。これをそのままの形で何年が過ぎたらまた畑に戻すのですか。
〇〇農業委員会		今現地は棚地的な畑の用地として進んでおります。業者から聞いたところでは、今80%程の進捗率とのことで、最終的にはハウ

	ス用地にと考えておられるようです。
〇〇委員	分かりました。
議長	他にございませんか。
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の工事用道路、施工ヤード用地への一時転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	以上、本日意見を求められた第5条関係3件について、各市町農業委員会会長に「異議なし」として回答いたします。
事務局長	農業委員会事務局の皆さま、議案の説明ありがとうございました。農地法に基づき意見を求められた案件の審議は終わりましたので、お急ぎであれば、ここでご退席いただいても構いません。
議長	続きまして、次の項目に移ります。 「人・農地プランの実質化」について、農業会議事務局より説明をお願いします。
農業会議事務局	(資料2により説明。)

議 長	皆さま方よりご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員	(意見・質問等なし)
議 長	それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。
事 務 局 長	ありがとうございました。 最後に、その他の項目に移ります。
農業会議事務局	(その他の項目について、資料 3、4 により説明。)
事 務 局 長	以上をもちまして、常設審議委員会を終了いたします。 なお、次回は、5月15日となっておりますが、先程説明しましたように、状況によっては書面での開催とさせていただきます。 お疲れ様でした。

1 4 時 0 5 分